

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第31号）

- 件 名 特定の苦情申出の回答内容と特定の訴訟事件の準備書面の内容が異なることについて、県公安委員会が判決後に審議した内容が分かる文書等に係る非開示決定処分に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成19年4月2日
- 実施機関の決定日 平成19年4月12日
- 実施機関（担当課） 公安委員会
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 請求に係る公文書を保有していないため
- 異議申立て年月日 平成19年4月16日
- 異議申立ての内容 非開示決定処分を取り消し、全部公開の決定を求める。
- 諮問年月日 平成19年5月8日
- 答申年月日 平成21年11月12日
- 争点 実施機関が、本件対象公文書を不存在とし、非開示とした決定の妥当性
- 審査会の判断

### <結論>

実施機関が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

### <理由>

#### 本件対象公文書の存否について

異議申立人は、苦情処理結果通知書の内容と特定の訴訟事件の準備書面の内容とが異なるという点について、判決後に実施機関で審議した内容又は発した内容がわかる公文書について開示を求めたものである。

審査会において、実施機関の定例会の会議録の内容を確認したところ、実施機関の説明のとおり、判決の概要を口頭で報告したとする記録が残されているだけであり、異議申立人が開示を求めた本件対象公文書とは異なるものであると認められた。

また、審査会で実施機関から意見聴取したところ、本件対象公文書は作成されておらず、存在しないとする実施機関の説明には、特段の不自然又は不合理な点はないと認められた。